

議案第101号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(安曇野市法定外公共物管理条例の一部改正)

第1条 安曇野市法定外公共物管理条例（平成17年安曇野市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年安曇野市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年安曇野市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部改正)

第4条 安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第55条及び第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安曇野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 安曇野市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和2年安曇野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(安曇野市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第6条 安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法

律第45号。以下「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

令和6年11月29日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第102号

督促手数料の徴収廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例(平成17年安曇野市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

(督促手数料)

第21条 督促状を発した場合の督促手数料は、徴収しない。

(安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例(平成17年安曇野市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(督促手数料)

第4条 前条第1項の規定による督促状を発した場合の督促手数料は、徴収しない。

(安曇野市道路占用料条例の一部改正)

第3条 安曇野市道路占用料条例(平成17年安曇野市条例第196号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による督促状を発した場合の督促手数料は、徴収しない。

(安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年安曇野市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による督促状を発した場合の督促手数料は、徴収しない。

(安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第5条 安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例(平成17年安曇野市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による督促状を発した場合の督促手数料は、徴収しない。

(安曇野市準用河川占用料条例の一部改正)

第6条 安曇野市準用河川占用料条例(平成29年安曇野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による督促状を発した場合の督促手数料は、徴収しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第103号

安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（郵便による送付）

第3条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者は、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

第8条中「詐偽」を「偽り」に改める。

別表の1の項中

「

（1） 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120条の2第1項若しくは法第126条の規定による戸籍証明書の交付	1通につき	450円
---	-------	------

」を

「

（1） 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、法第120条の2第1項若しくは法第126条の規定による戸籍証明書の交付	1通につき	450円
	（多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置され、市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付にあつては、1通につき350円）	

」に

改め、同表の8の項中

「

住民票に関する証明手数料	1通につき	300円
--------------	-------	------

戸籍の附票に関する証明手数料	1 通につき	300円
住民基本台帳閲覧手数料	1 件につき	300円
	(2 件目から150円)	

」を

「

住民票に関する証明書の交付	1 通につき	300円
	(多機能端末機による交付にあっては、1 通につき200円)	
戸籍の附票に関する証明書の交付	1 通につき	300円
	(多機能端末機による交付にあっては、1 通につき200円)	
住民基本台帳の閲覧	1 件につき	300円
	(2 件目から150円)	

」に

改め、同表の14の項中

「

印鑑に関する証明			1 件につき	300円
身分に関する証明			1 件につき	300円
地図の複写等	国土基本図		1 枚につき	500円
	全図		1 枚につき	300円
			(A 3 100円)	
	その他複写	A 3 を超えるもの	1 枚につき	200円
A 3 以下		1 枚につき	20円	

前各区分のいずれかに該当しない閲覧又は証明	1 件につき	300円
-----------------------	--------	------

」を

「

印鑑に関する証明書の交付			1 通につき	300円
			(多機能端末機による交付にあつては、1 通につき200円)	
身分に関する証明書の交付			1 通につき	300円
地図の複写等	国土基本図		1 枚につき	500円
	全図		1 枚につき	300円
			(A 3 100円)	
	その他複写	A 3 を超えるもの	1 枚につき	200円
A 3 以下		1 枚につき	20円	
前各区分のいずれかに該当しない閲覧又は証明書の交付			1 件又は 1 通につき	300円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 6 年11月29日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第104号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に、「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。

第3条第1項第2号中「行う者」を「行うもの」に改める。

第7条並びに第8条第2項及び第4項中「被保険者証等」を「被保険者であることを示す証明書」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第105号

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条
例

安曇野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安曇野市条例第54
号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第106号

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例（平成19年安曇野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「末日」の次に「（次項第2号に該当する場合は、利用した日の属する月の翌月末日）」を加え、同条第2項第2号中「申込利用日数」を「属する月の利用日数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月29日 提出

安曇野市長 太田 寛